

治療体制確立協力金 QA

連番	Q	A	備考
1	抗体治療等はどこまで含まれるのか。	中和抗体薬(ロナプリーブ、ゼビュディ)、抗ウイルス薬(レムデシビル)の点滴、経口抗ウイルス薬(ラゲブリオ、パトロビッド)の処方抗体治療等に該当します。発熱による脱水症状に対する輸液の点滴、解熱剤、鎮咳薬の処方やPCR検査は含まれません。	
2	抗体治療等を行わない場合でも対象となるか。	早期治療による重症化予防を目的としていることから、対象となる患者に対する抗体治療等の実施が条件となります。	
3	検査だけ実施した場合は対象になるか。	検査だけでは対象になりません。	
4	1回だけ診療をした場合でも対象となるのか。	回数に関わらず高齢者施設からの求めに応じて往診又はオンライン診療による抗体治療等の実績があれば対象となります。	
5	陽性者が1人でも対象となるのか。	高齢者施設からの求めに応じて往診又はオンライン診療による抗体治療の実績があれば対象となります。なお、抗体治療等の対象者がいるのに正当な理由なく必要な治療を行わなかったことが判明した場合は、協力金を支給しない場合があります。	
6	抗体治療等を行う患者が1人でも10万円が交付されるのか	対象患者の人数に関わらず往診又はオンライン診療による抗体治療の実績に対して協力金を支給します。	
7	3月14日以前から継続して往診又はオンライン診療をしている場合は対象となるのか。	3月14日以前から継続して治療を実施している場合は、3月14日以降最初の治療実績が対象になります。	
8	クラスターが発生した施設で、一部の患者を往診、一部の患者をオンライン診療にて抗体治療等を実施した。往診分を「高齢者施設等における重症化予防協力金」、オンライン診療分を「治療体制確立協力金」に申請することは可能か。	交付対象は施設ごとであることから、患者が異なっていたとしても同一施設の場合は申請できません。	

連番	Q	A	備考
9	対象となる経費は何か。	協力金になりますので、往診又はオンライン診療による抗体治療等の実績があれば結構です。	
10	交付額に上限はありますか。	対象となる施設数に上限はありません。	